

海上運送法

1. 案内情報

手続名	: 運航管理者の届出
手続根拠	: 運航管理者の選任、解任の届出 - 海上運送法第 10 条の 2(海上運送法第 19 条の 4 第 1 項により適用又は第 19 条の 6 の 3 第 1 項もしくは第 20 条の 2 第 1 項により準用する場合に限る)
手続対象者	: 対外旅客定期航路事業、人の運送をする外航貨物定期航路事業及び人の運送をする外航不定期航路事業を営もうとする者(変更の場合は対外旅客定期航路事業、人の運送をする外航貨物定期航路事業及び人の運送をする外航不定期航路事業を営む者)
提出時期	: 運航開始の日又は当該変更を実施する日まで
提出方法	: 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等を経由して国土交通省に提出して下さい。(当該所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所を経由することもできます)
手数料	: なし
添付書類・部数	: 特になし
申請書様式	: 特になし
記載要領・記載例	: 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 北海道運輸局海上安全環境部運航監理官	0134-27-7177
	: 東北運輸局海上安全環境部運航監理官	022-791-7511
	: 北陸信越運輸局海上安全環境部運航監理官	025-244-6113
	: 関東運輸局海上安全環境部運航監理官	045-211-7213
	: 中部運輸局海上安全環境部運航監理官	052-952-8012
	: 近畿運輸局海上安全環境部運航監理官	06-6949-6414
	: 神戸運輸監理部海上安全環境部運航監理官	078-321-7054
	: 中国運輸局海上安全環境部運航監理官	082-228-8794
	: 四国運輸局海上安全環境部運航監理官	087-825-1191
	: 九州運輸局海上安全環境部運航監理官	093-332-8038
	: 沖縄総合事務局運輸部運航監理官	098-866-0064
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい	
相談窓口	: 主たる事務所又は営業所を管轄する地方運輸局等	

3. 手続情報

審査基準	: 定期航路事業 - 海上運送法施行規則第 21 条の 19 第 2 項 不定期航路事業 - 海上運送法施行規則第 23 条の 11 第 2 項
標準処理期間	: 特になし
不服申立方法	: 特になし